

ドイツにおける非典型雇用（解題）

和 田 肇

ここに掲載させていただいた原稿は、私が研究代表者となっている科学研究費補助金・基盤研究（A）「労働市場、法政策及び労働法の編成原理に関する研究」の研究の一部である。非常に長い論考なので2回に分けて掲載させていただくことをあらかじめお断りしておきたい。

本年3月6日に名古屋大学で、同科学研究費による研究の一環として「雇用平等の新たな展開」というテーマの日独比較法シンポジウムが開催された。ザイフェルト氏は、そこで「ドイツにおける非典型雇用—その規模、展開、問題および労働組合の政策」というテーマで報告を行っている。この報告については、労働法律旬報1973号に、同じく金井幸子の翻訳で、私の解題を付して掲載されている。

今回翻訳した原稿は、同シンポジウムに際してこの研究に対して提供されたものであり、先に労働法律旬報に掲載された内容を、より詳細に展開している。よりコンパクトに内容を知りたい方には、それを参考にしていただきたい。ここでは雑誌の性格上、今回のような長大な論文の掲載は不可能であった。

著者ハルトムート・ザイフェルト氏の簡単な紹介をしておきたい。同氏は、労働経済学が専門の研究者である。約35年間、ドイツのデュッセルドルフにある、労働組合と密接な関係を持っている社会経済研究所（W S I）で研究員として勤務し、2005年からは所長職にあった。W S Iは、労働法の現実の機能を研究する上では非常に優れた研究機関である。ザイフェルト氏は、昨年1月に退職したが、現在も同研究所の顧問で、同研究所が行っているプロジェクトに関わっている。研究書や研究論文も多く、最近では本誌に掲載した論文にも自ら多くの文献を引用しているように、非典型雇用について活発な研究活動を行っている。同氏は、日本にも多くの知己がおり、また長い間、労働政策研究・研修機構（J I L－P T）のコレスポンデントをつとめていた関係で、たびたび

〈38〉 ドイツにおける非典型雇用（解題）（和田）

に日本を訪問している。本年の2月から3月にかけても、JIL-PTの招聘で研究員として日本に滞在した。

なお、同氏からはさらに「日本とドイツにおける非典型雇用の比較」という興味深い論考も送られてきており、今後引き続き翻訳を掲載していく予定である。